

投資・金融商品被害110番 暗号資産・投資ファンド・仕組債・社員権商法ほか

《臨時無料電話相談》



東京投資被害弁護士研究会では、先物取引被害全国研究会の全国一斉110番実施の呼びかけにより、毎年、投資・金融商品被害に関する110番を実施しています。

未公開株・社債等の悪質な金融商品や仕組み債等の複雑な金融商品に関するトラブルは後を絶ちません。特に、近時、当研究会へは、社員権の販売に関する被害、ロマンス詐欺、暗号資産に関するマルチ商法等の相談が多くみられます。

今回の110番では、金融商品トラブルに関する調査及び被害回復のための無料電話相談

を実施し、これらの問題に詳しい弁護士が、対処の方法についてアドバイスをいたします。お困りの方はぜひご利用ください。

日時：2024年2月22日（木）

午前10時30分～午後4時30分

電話番号：03-3593-4071

***当日のみの電話番号となります**

相談対象：暗号資産・投資事業組合・匿名組合・ファンド・社債・仕組債・社員権・保険被害・現物まがい商法・原野商法・預託商法被害・ロマンス詐欺・国内外の先物取引・オプション・FX・貴金属スポット取引(CFD)・未公開株・その他金融商品(投資)被害全般

相談料：無料（※面接相談以降は有料）

主催：東京投資被害弁護士研究会 (<https://tokyotoushihigai.net/>)

問合せ先：事務担当弁護士 品谷 圭佑 (Tel : 03-5980-9501)